

同志社大学スポーツ健康科学部 教員父母連絡会会則

(名称)

第1条 本会は、同志社大学スポーツ健康科学部教員父母連絡会と称する。

(目的)

第2条 本会は、同志社大学スポーツ健康科学部(以下「学部」という。)の教育方針に則り、教員と学部に在籍する学生の父母又はこれに準ずる者(以下「学生の父母」という。)との連絡を密にし、学生の就学を支援するとともに、学部の教育研究事業を援助し、学部の充実発展に寄与することを目的とする。

(会員)

第3条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 父母会員 学部学生の父母
- (2) 教員会員 学部に勤務する専任教員(任期付教員を含む)
- (3) 賛助会員 本会の趣旨に賛同し、これに援助を与える者

(事業)

第4条 本会は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学部と学生の父母との連絡を図る行事
- (2) 学生の教育、厚生、就職等に必要事業に対する援助
- (3) 学部の教育研究上、必要な施設の拡充及び学術研究に対する援助
- (4) 会報の発行及び配付
- (5) その他本会の目的を達成するために必要と認められた事業

(総会)

第5条 本会に総会を置く。総会は定期総会と臨時総会とする。

- 2 定期総会は毎年1回開催し、臨時総会は役員会の議を経て臨時に開催する。
- 3 総会は全会員をもって構成し、会長が議長となる。
- 4 総会の議事は、出席者の過半数をもって決定する。
- 5 定期総会は、次の事項を決定する。

- (1) 役員を選出
- (2) 会則の改正
- (3) 事業計画、予算及び決算
- (4) その他重要事項

(役員及び役員会)

第6条 本会は、事業推進と企画立案のため次の役員を置き、その役員をもって役員会を構成する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 1名

(4) 委員 若干名

(5) 監事 1名

第7条 役員は、次の方法によって選任する。

(1) 会長は、父母会員の中から選出する。

(2) 副会長1名は父母会員の中から、1名は教員会員の中から選出する。

(3) 会計は、教員会員の中から選出する。

(4) 委員は、父母会員及び教員会員の中から選出する。

(5) 監事は、父母会員の中から選出する。

(6) 上記役員は、役員会の推挙により、定期総会に諮って決定する。

第8条 役員は、次の職務を行う。

(1) 会長は、会務を統括し、本会を代表する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(3) 会計は、本会の会計を管理する。

(4) 監事は、本会の会務及び会計を監査する。

第9条 役員任期は1年とする。ただし、重任を妨げない。

第10条 役員会は、必要に応じ適宜開催し、次の事項を審議し、本会の事業を実施する。

(1) 役員会の推挙

(2) 会則改正案の作成

(3) 事業計画案、予算案及び決算案の作成

(4) その他会務の運営、執行に関する事項

第11条 役員会は、緊急を要する案件は、総会に代り、審議、決定することができる。ただし、役員会で決定した事項は、総会において報告しなければならない。

第12条 役員会は、必要に応じて、この会則の施行に伴う細則、規程を定めることができる。

(運営資金)

第13条 本会の運営は、父母会員費、教員会員費、寄付金及びその他の収入による。

(父母会員費及び教員会員費)

第14条 父母会員費及び教員会員費は、学期額 2,500 円とする。ただし、学生が休学する場合は、父母会員費を免除する。

2 父母会員費及び教員会員費は、毎学期の始めに納入しなければならない。

3 父母会員費の徴収は、大学に委託して行う。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局及び職員)

第16条 本会の事務局をスポーツ健康科学部事務室内に設ける。

2 本会は、本会の庶務会計等の業務を処理するため、職員を置く。

附 則

この会則は、2008年7月19日から施行する。